

第 2 期瀬戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 策定の趣旨

国では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成 26 年に人口減少や東京圏への過度な人口集中を是正するための政策目標や施策を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。本市では、翌年の平成 27 年に公表された総合戦略の指針となる「基本方針」を踏まえ、平成 28 年 2 月に平成 27 年から令和元年までの 5 か年の基本目標や施策を「瀬戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第 1 期総合戦略」という。）」として策定しました。

また、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とし、市政における最上位の方針である「第 6 次瀬戸市総合計画（以下、「総合計画」という。）」は、第 1 期総合戦略をパイロットプランとして策定されており、総合計画策定後、その推進をするなかで、地方創生の取組みについても進めてきたところです。

このように、総合戦略に基づく取組みを進めておりますが、国においては、それまでの総括・検証を踏まえ、新たな視点を加えた「第 2 期まち・ひと・しごと総合戦略」を令和元年 12 月に策定し、愛知県においても同様に、「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和 2 年 3 月に策定し、それぞれの戦略に基づく取組みを進めていくこととされました。

本市においては、国や県の戦略の動向等、本市を取り巻く状況について、的確に見極め取組んでいく必要があるとの認識から、第 1 期総合戦略の計画期間を令和 2 年度末までとした上で、見直すこととしたところです。

こうしたことから、引き続き、持続可能な瀬戸市の実現に向け、地域一体となった地方創生の取組みを総合計画の推進のなかで進めていくために、今後 5 か年の基本目標、重点施策を「第 2 期瀬戸市まち・ひと・しごと総合戦略（以下、「第 2 期総合戦略」という。）」として策定するものです。

2 第 2 期総合戦略策定の基本的な考え方

(1) 国及び県の総合戦略との関係

まち・ひと・しごと創生法第 8 条及び 9 条の規定に基づき国及び県が定めた総合戦略を勘案しつつ、瀬戸市の現状及び地域特性等を踏まえた独自の地方版総合戦略を策定します。

(2) 総合計画との関係

本市においては、第 1 期総合戦略を総合計画のパイロットプランとして位置づけ、総合計画を推進するなかで、地方創生の取組みを進めてきたところです。このため、第

2期総合戦略についても引き続き、総合計画の実現に向けた取組みのなかで推進していくことが効果的であると考えられることから、総合計画の施策体系やこれまでの取組みの成果に加えて、新たな社会情勢の変化への対応の必要性等を踏まえるとともに、総合計画の実実施計画である「中期事業計画」との整合を図り、重点的に推進すべき施策を取りまとめていくこととします。

3 策定体制

第6次瀬戸市総合計画評価委員会、市議会及びパブリックコメント等により広く意見を徴し、政策会議を経て策定するものとします。

4 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とします。

5 策定スケジュール

役割	令和元年度		令和2年度									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
庁内 (策定事務)			資料調整 (1期振り返り・2期方針)		資料調整 (第2期総合戦略骨子案)			資料調整 (第2期総合戦略最終案)				
				★ 政策会議 (1期振り返り・2期方針)		★ 政策会議 (骨子案)			★ 政策会議 (パブコメ結果・最終案)		★ 政策会議 (完成)	
評価委員会	★ 第6次瀬戸市総合計画 評価委員会 (2/26)			★ 第2期総合戦略 策定会議 (1期振り返り・2期方針) (5月)		★ 第2回総合戦略改訂会議 (骨子案・重点プロジェクト(KPI設定)) (8月)			★ 第3回総合戦略改訂会議 (パブコメ結果報告・最終案確認) (11月)			
瀬戸市議会								★ 9月定例会報告 (全員協議会)			★ 12月定例会報告 (全員協議会)	
パブリック コメント								★ パブコメ期間 (9月中旬～10月中旬)				